

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

- 訓令  
○福島県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令 一
- 福島県企業局 二
- 福島県企業職員人事評価実施規程の一部を改正する規程 二
- 福島県病院局 三
- 福島県病院事業職員人事評価実施規程の一部を改正する規程 三
- 福島県議会 三
- 福島県議会議事事務局職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令 三
- 福島県教育委員会 三
- 福島県教育委員会職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令 三
- 福島県選挙管理委員会 三
- 福島県選挙管理委員会事務局職員人事評価実施規程の一部を改正する規程 三
- 福島県監査委員 四
- 福島県監査委員事務局職員人事評価実施規程の一部を改正する規程 四
- 福島県人事委員会 四
- 福島県人事委員会事務局職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令 四
- 福島海区漁業調整委員会 四
- 福島海区漁業調整委員会事務局職員人事評価実施規程の一部を改正する規程 四

## 訓令

福島県訓令第2号

本庁機関

福島県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和二年三月十三日

### 福島県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

福島県知事 内堀雅雄

福島県職員人事評価実施規程（平成二十八年福島県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「困難である職員」の下に「及び会計年度任用職員」を加える。  
第十二条第一項中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

### 附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

（職員研修課）

## 福島県企業局

出先機関  
労働委員会事務局

福島県企業職員人事評価実施規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**福島県企業局管理規程第2号**

**福島県企業職員人事評価実施規程の一部を改正する規程**

福島県企業職員人事評価実施規程（平成28年福島県企業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「困難である職員」の次に「及び会計年度任用職員」を加える。

第12条第1項中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経営・販売課）

福島県病院事業職員人事評価実施規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
令和2年3月13日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

**福島県病院局管理規程第2号**

**福島県病院事業職員人事評価実施規程の一部を改正する規程**

福島県病院事業職員人事評価実施規程（平成28年福島県病院局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「困難である職員」の次に「及び会計年度任用職員」を加える。  
第12条第1項中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（病院経営課）

**福島県議会**

**福島県議会訓令第1号**

福島県議会議事事務局職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月13日  
福島県議会議長 太田 光 秋

**福島県議会議事事務局職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令**

福島県議会議事事務局職員人事評価実施規程（平成28年福島県議会議事訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「困難である職員」の次に「及び会計年度任用職員」を加える。  
第十二条第1項中「第二十二条第1項」を「第二十二条」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

（総務課）

**福島県教育委員会**

**福島県教育委員会訓令第2号**

福島県教育委員会職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月13日  
教育委員会  
教育委員会の所管に属する教育機関  
福島県教育委員会

**福島県教育委員会職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令**

福島県教育委員会職員人事評価実施規程（平成28年福島県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「困難である職員」の次に「及び会計年度任用職員」を加える。  
第十二条第1項中「第二十二条第1項」を「第二十二条」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

（教育総務課）

**福島県選挙管理委員会**

**福島県選挙管理委員会告示第九号**

福島県選挙管理委員会事務局職員人事評価実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福島県選挙管理委員会事務局職員人事評価実施規程の一部を改正する規程

福島県選挙管理委員会事務局職員人事評価実施規程（平成二十八年福島県選挙管理委員会告示第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「困難である職員」の下に「及び会計年度任用職員」を加える。  
第十二条第一項中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

### 福島県監査委員

福島県監査委員告示第一号

福島県監査委員事務局職員人事評価実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月十三日

福島県監査委員

福島県監査委員事務局職員人事評価実施規程の一部を改正する規程

福島県監査委員事務局職員人事評価実施規程（平成二十八年福島県監査委員告示第九号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「困難である職員」の下に「及び会計年度任用職員」を加える。  
第十二条第一項中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

（監査総務課）

### 福島県人事委員会

福島県人事委員会訓令第一号

福島県人事委員会事務局職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月十三日

人事委員会事務局

福島県人事委員会

福島県人事委員会事務局職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

福島県人事委員会事務局職員人事評価実施規程（平成二十八年福島県人事委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「困難である職員」の下に「及び会計年度任用職員」を加える。  
第十二条第一項中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

（総務審査課）

### 福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会告示第三号

福島海区漁業調整委員会事務局職員人事評価実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月十三日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳弘

福島海区漁業調整委員会事務局職員人事評価実施規程の一部を改正する規程

福島海区漁業調整委員会事務局職員人事評価実施規程（平成二十八年福島海区漁業調整委員会告示第九号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「困難である職員」の下に「及び会計年度任用職員」を加える。  
第十二条第一項中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。